　第１９号議案

　　品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和３年２月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

　品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成２５年品川区条例第１５号）の一部を次のように改正する。

　目次中「第２０３条」を「第２０２条の２」に改める。

　第３条に次の２項を加える。

３　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

　第６条第５項各号列記以外の部分中「ない場合」を「ないとき」に改め、同項第１号中「第１５１条第１２項」を「第４７条第４項第１号および第１５１条第１２項」に改め、同項第２号中「いう」の次に「。第４７条第４項第２号において同じ」を加え、同項第３号中「いう」の次に「。第４７条第４項第３号において同じ」を加え、同項第４号中「いう」の次に「。第４７条第４項第４号において同じ」を加え、同項第５号中「第６４条第１項」を「第４７条第４項第５号、第６４条第１項」に改め、同項第６号中「第６４条第１項」を「第４７条第４項第６号、第６４条第１項」に改め、同項第７号中「第６４条第１項」を「第４７条第４項第７号、第６４条第１項」に改め、同項第８号中「第４章」を「第４７条第４項第８号および第４章」に改める。

　第３１条中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

　⑻　虐待の防止のための措置に関する事項

　第３２条に次の１項を加える。

５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

　第３２条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第３２条の２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

　第３３条に次の１項を加える。

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

⑵　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施すること。

第３４条に次の１項を加える。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

　第３９条第１項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者またはその家族（以下この項、第５９条の１７第１項および第８７条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

　第４０条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第４０条の２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

⑵　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

　第４７条第１項第１号中「専ら」および「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務または利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。」を削り、同項第２号中「とする。」を削り、同項第３号中「専ら」および「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービスまたは同一敷地内にある指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。」を削り、同条に次の５項を加える。

３　オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務または利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

４　指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

⑴　指定短期入所生活介護事業所

⑵　指定短期入所療養介護事業所

⑶　指定特定施設

⑷　指定小規模多機能型居宅介護事業所

⑸　指定認知症対応型共同生活介護事業所

⑹　指定地域密着型特定施設

⑺　指定地域密着型介護老人福祉施設

⑻　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

⑼　指定介護老人福祉施設

⑽　介護老人保健施設

⑾　指定介護療養型医療施設

⑿　介護医療院

５　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービスまたは同一敷地内にある指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

６　当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第３項本文および前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

７　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第１項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

　第５５条中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

　⑻　虐待の防止のための措置に関する事項

　第５６条第２項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に改め、「、他の指定訪問介護事業所」の次に「または指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）」を、「との」の次に「密接な」を加え、「ときは、当該」を「ときは、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を当該」に、「の訪問介護員等」を「等の従業者」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者またはその家族等からの通報を受けることができる。

第５６条に次の１項を加える。

５　指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

　第５７条に次の１項を加える。

２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

　第５９条中「第３３条から」を「第３２条の２から」に、「、第４０条および」を「および第４０条から」に改め、「第４１条」の次に「まで」を、「第１９条」の次に「、第３２条の２第２項」を加え、「第３３条および第３４条」を「第３３条第１項ならびに第３項第１号および第３号、第３４条第１項ならびに第４０条の２第１号および第３号」に改める。

　第５９条の１２中第１０号を第１１号とし、第９号の次に次の１号を加える。

　⑽　虐待の防止のための措置に関する事項

　第５９条の１３第３項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第５９条の１３に次の１項を加える。

４　指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第５９条の１５に次の１項を加える。

２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

　第５９条の１６第２項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

　⑴　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

⑵　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施すること。

第５９条の１７第１項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第５９条の２０中「第２８条」の次に「、第３２条の２」を、「第３８条まで」の次に「、第４０条の２」を加え、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項ならびに第４０条の２第１号および第３号中「」に改め、「、第３４条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

　第５９条の２０の３中「、第２８条」の次に「、第３２条の２」を、「第３８条まで」の次に「、第４０条の２」を加え、「第３４条に」を「第３４条第１項に」に、「第３４条中」を「第３２条の２第２項、第３４条第１項ならびに第４０条の２第１号および第３号中」に、「および第５９条の１３第３項」を「、第５９条の１３第３項および第４項ならびに第５９条の１６第２項第１号および第３号」に改める。

　第５９条の３４中「次に」を「、次に」に改め、同条中第９号を第１０号とし、第８号の次に次の１号を加える。

　⑼　虐待の防止のための措置に関する事項

　第５９条の３６第１項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

　第５９条の３８中「第２８条」の次に「、第３２条の２」を、「第３８条まで」の次に「、第４０条の２」を加え、「第３４条中」を「第３２条の２第２項、第３４条第１項ならびに第４０条の２第１号および第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第３４条第１項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第５９条の１３第３項」の次に「および第４項ならびに第５９条の１６第２項第１号および第３号」を加える。

　第６４条第１項中「または施設」の次に「（第６６条第１項において「本体事業所等」という。）」を加える。

　第６５条第２項中「第８２条第７項」の次に「、第１１０条第９項」を加える。

　第６６条第１項ただし書中「できる」の次に「。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」を加える。

　第７３条中第１０号を第１１号とし、第９号の次に次の１号を加える。

　⑽　虐待の防止のための措置に関する事項

　第８０条中「第２８条」の次に「、第３２条の２」を、「第３８条まで」の次に「、第４０条の２」を加え、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項ならびに第４０条の２第１号および第３号中「」に、「第３４条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第５９条の１３第３項および第４項ならびに第５９条の１６第２項第１号および第３号中「地域密着型通所介護従業者」に改める。

　第８２条第６項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設または介護老人保健施設」を「または指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

　第８３条第３項中「第１１１条第２項」を「第１１１条第３項」に改める。

　第８７条中「召集して」を「招集して」に改め、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

　第１００条中第１０号を第１１号とし、第９号の次に次の１号を加える。

　⑽　虐待の防止のための措置に関する事項

　第１０８条中「第２８条」の次に「、第３２条の２」を加え、「、第４１条」を「から第４１条まで」に、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項ならびに第４０条の２第１号および第３号中「」に改め、「、第３４条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第５９条の１３第３項」の次に「および第４項ならびに第５９条の１６第２項第１号および第３号」を加える。

　第１１０条第１項中「）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が３である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握および速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間および深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間および深夜の時間帯を通じて２以上の介護従業者に夜間および深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第１１０条第５項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第１０項を第１１項とし、第９項を第１０項とし、第８項の次に次の１項を加える。

９　第７項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療または福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第６項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第１１１条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

　第１１３条第１項中「以下」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、１または２）」を加える。

　第１１７条第７項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第８項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　外部の者による評価

⑵　第１２８条において準用する第５９条の１７第１項に規定する運営推進会議における評価

　第１２１条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

　第１２２条中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

　⑺　虐待の防止のための措置に関する事項

　第１２３条第３項に後段として次のように加える。

　　この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

　第１２３条に次の１項を加える。

４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

　第１２８条中「第２８条」の次に「、第３２条の２」を加え、「、第４１条」を「から第４１条まで」に、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項ならびに第４０条の２第１号および第３号中「」に改め、「、第３４条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第６章第４節」と」の次に「、第５９条の１６第２項第１号および第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

　第１３８条第６項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

　第１４５条中第９号を第１０号とし、第８号の次に次の１号を加える。

　⑼　虐待の防止のための措置に関する事項

　第１４６条第４項に後段として次のように加える。

　　この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

　第１４６条に次の１項を加える。

５　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

　第１４９条中「第２８条」の次に「、第３２条の２」を加え、「、第４１条」を「から第４１条まで」に、「第３４条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第３２条の２第２項、第３４条第１項ならびに第４０条の２第１号および第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第７章第４節」と」の次に「、第５９条の１６第２項第１号および第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

　第１５１条第１項に次のただし書を加える。

　　ただし、他の社会福祉施設等の栄養士または管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士または管理栄養士を置かないことができる。

　第１５１条第１項第４号中「栄養士」の次に「または管理栄養士」を加え、同条第３項ただし書を次のように改める。

　　ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第１５１条第８項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加え、同項第１号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士もしくは管理栄養士」に改め、同項第２号から第４号までの規定中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加え、同条第１３項中「指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加える。

　第１５７条第６項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

　第１５８条第６項中「召集して」を「招集して」に改め、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者またはその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

　第１６３条の次に次の２条を加える。

（栄養管理）

第１６３条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口衛生の管理）

第１６３条の３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口衛生の管理を計画的に行わなければならない。

　第１６８条中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

　⑻　虐待の防止のための措置に関する事項

　第１６９条第３項に後段として次のように加える。

　　この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

　第１６９条に次の１項を加える。

４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

　第１７１条第２項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第３号中「研修」の次に「ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」を加える。

　第１７５条第１項第３号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の１号を加える。

　⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

　第１７７条中「第２８条」の次に「、第３２条の２」を、「第３８条」の次に「、第４０条の２」を加え、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項ならびに第４０条の２第１号および第３号中「」に改め、「、第３４条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

　第１８０条第１項第１号ア(イ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、１５人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たすこと」を「１０．６５平方メートル以上とすること」に改め、同号ア(ウ)に次のただし書を加える。

　　　　　ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、２１．３平方メートル以上とすること。

第１８０条第１項第１号ア(ウ)ａおよびｂを削る。

　第１８２条第８項第１号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

　第１８６条中第９号を第１０号とし、第８号の次に次の１号を加える。

　⑼　虐待の防止のための措置に関する事項

　第１８７条第４項に後段として次のように加える。

　　この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

　第１８７条に次の１項を加える。

５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

　第１８９条中「第２８条」の次に「、第３２条の２」を、「第３８条」の次に「、第４０条の２」を加え、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項ならびに第４０条の２第１号および第３号中「」に改め、「、第３４条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

　第１９１条第１１項ただし書中「前項各号」を「第７項各号」に改める。

　第２０２条中「第２８条」の次に「、第３２条の２」を加え、「、第４１条」を「から第４１条まで」に、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項ならびに第４０条の２第１号および第３号中「」に改め、「、第３４条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第５９条の１３中」を「第５９条の１３第３項および第４項ならびに第５９条の１６第２項第１号および第３号中」に改める。

　第１０章中第２０３条の前に次の１条を加える。

（電磁的記録等）

第２０２条の２　指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第１２条第１項（第５９条、第５９条の２０、第５９条の２０の３、第５９条の３８、第８０条、第１０８条、第１２８条、第１４９条、第１７７条、第１８９条および第２０２条において準用する場合を含む。）、第１１５条第１項、第１３６条第１項、第１５５条第１項（第１８９条において準用する場合を含む。）および次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

　　　付　則

　（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

　（虐待の防止に係る経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月３１日までの間、改正後の第３条第３項および第４０条の２（第５９条、第５９の２０、第５９条の２０の３、第５９条の３８、第８０条、第１０８条、第１２８条、第１４９条、第１７７条、第１８９条および第２０２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第３１条、第５５条、第５９条の１２（第５９条の２０の３において準用する場合を含む。）、第５９条の３４、第７３条、第１００条（第２０２条において準用する場合を含む。）、第１２２条、第１４５条、第１６８条および第１８６条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

　（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

３　施行日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第３２条の２（第５９条、第５９条の２０、第５９条の２０の３、第５９条の３８、第８０条、第１０８条、第１２８条、第１４９条、第１７７条、第１８９条および第２０２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第３２条の２第１項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（指定地域密着型サービス事業者における感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）

４　施行日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第３３条第３項（第５９条において準用する場合を含む。）および第５９条の１６第２項（第５９条の２０の３、第５９条の３８、第８０条、第１０８条、第１２８条、第１４９条および第２０２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

　（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

５　施行日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第５９条の１３第３項（第５９条の２０の３、第５９条の３８、第８０条、第１０８条および第２０２条において準用する場合を含む。）、第１２３条第３項、第１４６条第４項、第１６９条第３項および第１８７条第４項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

　（栄養管理に係る経過措置）

６　施行日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第１６３条の２（第１８９条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第１６３条の２中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

　（口衛生の管理に係る経過措置）

７　施行日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第１６３条の３（第１８９条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第１６３条の３中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

　（指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

８　施行日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第１７１条第２項第３号（第１８９条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者または職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

　（事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置）

９　施行日から起算して６月を経過する日までの間、改正後の第１７５条第１項（第１８９条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第１７５条第１項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第１号から第３号までに定める措置を講じるとともに、次の第４号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

　（ユニットの定員に係る経過措置）

１０　施行日以降、当分の間、改正後の第１８０条第１項第１号ア(イ)の規定に基づき入居定員が１０人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、改正後の第１５１条第１項第３号アおよび第１８７条第２項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間および深夜を含めた介護職員、看護師および准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

１１　この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室または病室（以下この項において「居室等」という。）であって、改正前の第１８０条第１項第１号ア(ウ)ｂの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

　（説明）指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等を見直す必要がある。